

【足立区公契約等審議会】会議録

会 議 名	令和４年度 第１回 【足立区公契約等審議会】	
事 務 局	総務部 契約課	
開催年月日	令和４年６月２日（木）	
開催時間	午後２時００分 ～ 午後４時００分	
開催場所	足立区役所１１階 入札室	
出席者	飯塚 優子 会長	田中 真奈美 副会長
	鈴木 欽哉 委員	秦 邦昭 委員
欠 席 者		
会議次第	１ 開会 ２ 議事 （１）定例審議 ・議案第１号 舎人小学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事 ・議案第２号 屋外防犯カメラ新設改修工事その１ ・議案第３号 補助第１３８号線（興野地区）道路及び電線共同溝等基本設計業務委託 ・議案第４号 設備環境管理業務委託 ・議案第５号 人材派遣（ＡＬＴ） ３ 答申に基づく対応状況報告 （１）足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の基本的な考え方について ４ 報告事項 （１）令和４年度定期監査結果について （２）指名停止措置状況について（１月～４月） （３）低入札調査案件について（１月～４月） （４）令和４年３月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置の実施およびインフレスライド条項の運用について （５）年度当初の入札参加制限等の取り扱いについて （６）公契約条例アンケートの実施について （７）低入札価格調査基準の計算式の改定について ５ 閉会	
資 料	公契約等審議会資料	

(審議経過)

1 開会

【総務部長挨拶】

- ・会議の公開について

○飯塚会長

審議会は公開としますが、非公開情報に関する質疑があった場合には審議会を一旦中断し、議事を非公開とします。

ー全委員了承ー

2 議事

(1) 定例審議

- ・定例審議抽出説明

○田中副会長

定例審議案件の抽出理由ですが、今まであまり審議の対象になっていなかったもの、案件内容を確認したいもの、区外業者の案件であるものということで選ばせていただきました。

- ・工事契約3件

議案第1号 舎人小学校全体保全計画にかかる外装改修その他工事

○工事契約係長

契約方式は条件付一般競争入札、契約種別は工事、契約金額は1億3855万円余、契約の相手方は株式会社OKAPEN、区内業者です。予定価格については1億円を超えておりますので事後公表です。工事概要といたしましては、外壁補修を主なものとした屋上防水を含む外壁改修工事となっております。入札参加の資格については、申請業種が対象業種の一般塗装であること、足立区にある本店で申し込みを行うこと、共同運営順位格付を有すること、当該工事の業種について、特定建設業の許可を受けていること、建設業法に定める専任の監理技術者を配置できること

を求めています。こちらを基に募集をかけ、審査をさせていただきまして7者の指名ということになっております。指名した業者につきましては、9ページになります。落札をしたOKAPENを含めました7者を指名したという形になってございます。開札の結果については、初度入札で7者が予定価格超過、再入札を実施し、7者がやはり予定価格超過。2度目の再入札を実施した上で、1者が辞退となりましたが、OKAPENにしましては予定価格内となり、落札という結果になっております。落札率は94.31%になってございます。追加資料の開札結果にそういったところを書いてございますので参考にさせていただければと思います。この案件につきましては、令和3年10月11日付で契約変更が行われております。650万円余の増額、増減率が4.97%です。内容といたしましては、屋上防水下地の既存薄モルタル撤去費用の増加、鉄骨柱、梁、防球ネット用レール、基礎の撤去費用の増加、ひび割れ部、塗膜の傷の補修費用の増加及び減少、アスベスト建材の撤去費用の増加等がございました。

○秦委員

入札1回目で全者が予定価格超過、2回目でも全者が予定価格超過、3回目で1者だけ予定価格内、それで入札が終わったということですが、予定価格はそのままでやっているんですね。

○工事契約係長

はい。

○秦委員

即時入札しているからということですね。それで、3ページのところですが、対象業種が一般塗装となっています。業種区分で我々

がよく目にするのは土木、建築、電気、給排水といったところです。一般塗装が出てくるのが初めてなんですが、一般塗装の範疇というのは、業種一覧ではその他工事になるんですか。

○工事契約係長

そのとおりです。

○秦委員

そうすると受注制限あるいは入札参加制限については、土木、建築、電気、給排水でよく行われていますが、その他業種については、どういう考えでどういう入札参加制限等を設けてるのか、その概要を教えてくださいますか。

○工事契約係長

その他業種の入札参加制限、受注制限に関してですけれども、基本的には土木や建築と同じような形で、6000万円以上の案件については2か月の入札参加制限を設けております。受注制限につきましても同じような形、一般塗装の業種であれば、同時期に公表されたもの、こちらに関してはやはり同様に受注ができないという制限を設けてございます。

○秦委員

その他というのは一覧で見ると74業種ぐらいあります。この同種というのはどういう分類になるのですか。その他を全部合わせて同種になるのですか。受注制限、入札参加制限をかける際の同種工事というのはどこまでになるのですか。

○契約課長

受注制限、入札制限をかけるのは、一般塗装だけなのか、それとも……

○秦委員

74業種全部なのか、あるいはもっと入るのか、今まで聞いたことがあまりないので教えてください。

○工事契約係長

その他業種に関しましては、同種工事というところで全くくりをしているわけではございません。一般塗装であれば一般塗装だけという形でございます。

○秦委員

極めて狭い範囲ということですね。74業種それぞれが業種になっているということですか。わかりました。そうするとこの一般塗装については、受注制限が4月中はこの3件だけですね。4ページのところに、①②③については受注制限をかけますと書いてあります。入札参加制限もかけるということです。年間でそんなに多くないと思います。特に入札参加制限などは6000万円以上だからそんなに大きい一般塗装は、多くないと思いますが、年間でどれぐらいあるのでしょうか。

○工事契約係長

実際に令和3年度はやはり塗装ですとか防水、こちらの方が数多くあったということになってございます。昨年度の塗装の発注実績といたしましては4件でした。

○秦委員

4件のうち3件が4月中ということですね。

○工事契約係長

はい。あと似たような業種で防水については、昨年度が8件でした。

○秦委員

それは6000万円以上ですか。

○工事契約係長

6000万円以上のものは5件ございます。

○秦委員

防水は同じ範疇になるのですか。

○工事契約係長

別で考えます。

○秦委員

3年度4件で、4件のうち3件が、この受注制限と入札参加制限にかかっているということですね。公告の内容ですけれども、4ページの入札参加制限のところに②として空調工事、給排水衛生工事について書かれていますが、これは関係ないと考えていいのですか。いつもこれが入っていますが、およそ無関係な内容がワンパターンで入っています。省力化のためにそれでやっているだけで、無関係な話と考えていいですね。

○工事契約係長

委員のおっしゃるとおり、やはり漏れがあってはいけないということで定型的に入っているというところでございます。

○秦委員

はい、わかりました。それで建築工事や給排水工事などは、入札参加制限にかかるのが6000万円以上のものですが、十何件中9件とか、4月に公表してやる割合が非常に多いのではないのでしょうか。圧倒的に前半が多いのですが、そこでは入札参加制限を外して受注制限だけになっています。受注制限がかかっているから問題ないのですが、競争性を

制約してるという意味で、答申では決して望ましいとはなっていないのですけれども、そういう方法をとっているわけですね。ただこの場合には、入札参加制限は外していません。工事によって、入札参加制限を外す場合と、外さない場合があります。その違いというのはどういう考えによるもののでしょうか。競争条件が十分あるからか、あるいは競争しないようにするためなのか、そこはどういう考えで、外したり外さなかったりされているのでしょうか。

○工事契約係長

入札参加制限をかけるかけないの判断は、入札参加資格審査委員会の中で決めております。やはりその判断の基準となるのが現状、入札に参加できる業者がどの程度の数いるのか、あとはやはり区の発注の数、その辺のところを総合的に判断した上で、制限を外す、あるいは制限を外さなくても十分入札が成立するという判断があれば、対応の方はそのまま継続ということでやっております。

○秦委員

8ページの受注制限の注書きでいつも出てくるのですが、(4)適正な入札を執行するために、十分な事業者数を確保できることというのは、それによって入札の制度が決められてくると思いますが、どれくらいを十分な事業者数と見られているのか。何か一種の標準のような、そういうものは何かあるのですか。それとも、そこはその都度の判断でやっているだけで、特に標準的なものがあるわけではないということなののでしょうか。

○工事契約係長

そうですね。基本的には複数者が見込めるような状況というのが、まず大前提としてございます。あとは環境の違いによって変わっ

てくると思うんですけれども、やはり事業者においても、民間の工事を請け負っているとか、他の官公庁の工事を請け負っているといったところがあれば、足立区の発注がどんなに魅力的でも入ってこないというところもございます。また、他の部分についても、技術の面などいろいろと考えるところがありますので、その辺の話を聞きながら総合的に判断をさせていただいているところでございます。

○田中副会長

契約変更の変更日が10月11日で、工期が15日までですが、この4日間に変更したものは終わったのでしょうか。

○工事契約係長

工期に関しましては、変更してございませんで、それで完工してございます。

○田中副会長

結構な変更点ですが、4日で終わったのかという素朴な疑問でした。

○工事契約係長

補足で説明させていただきますと、あくまでこれは契約変更を決定した日になりますので、その業務を4日でやったというわけではないというところで、ご理解いただきたいと思います。

○田中副会長

ということは成立していないけれども、その工事はしていたということですか。

○工事契約係長

そうです。実際に工事はした上で、最終的に区と事業者の方で協議をして、それが必要だったのかどうかということも含めて、契

約変更の締結をしているというところでございます。

○田中副会長

しかし、もし万が一契約変更が成立しなかった場合は、どうなるのでしょうか。必要だから成立するということはよくわかるのですが。契約がされなかった場合、業者の自腹になるのですか。

○物品契約係長

工事に関しては、通常の物品の委託のような契約と違いまして、例えば掘ってみたらか想定できないものが出てきたとか、そういった場合に、毎回毎回契約変更の手続きをするとなると事務が煩雑になり、その都度工事が止まってしまうので、大きいものではなく小さいものは、工期の最後の方にまとめて処理してよいという取り決めがあります。その根拠を確認いたしまして、またご提示もできるかと思います。そういったものに従って、4日間ではなく、そこまでに出来たものをまとめてここでやっているということかと思われま

○契約課長

契約内容の変更はその都度に確認はして、しかし契約書上の変更というところは最後にまとめてやっているところになるので、最後に契約書の変更をするときに、いやこれは知りませんでしたとか、これは望んでいませんということにはならないよう、手続きは手前でしているということです。

○田中副会長

ということは、一応内諾ということで……

○物品契約係長

書類は交わしております。

議案第2号 屋外防犯カメラ新設改修工事その1

○工事契約係長

契約方式は公募型指名競争入札、契約種別は工事、契約金額は4679万円余、契約の相手方は、株式会社拓電技研工業、区内業者となります。予定価格については1億円未満ですので事前公表です。入札参加資格につきましては、申請業種が対象業種の電話通信であること、足立区にある本店で申し込みを行うこと、共同運営の順位格付を有すること、当該工事の業種について、一般建設業の許可を受けていること、建設業法に定める技術者を配置するとともに、防犯設備士又は総合防犯設備士の有資格者が在籍をすること、現場代理人として常駐するか、工事全体の総括監理を行うことを要件としてございます。第一種又は第二種電気工事士の有資格者が在籍して施工を必ず行うこと、こちらについてもあわせて求めているところでございます。加えて防犯カメラという特殊性もございまして、情報セキュリティマネジメントシステム、適合性評価制度の認証又はプライバシーマークの付与認定を受けていること、若しくは個人情報取扱規程、こちらの方を定めていること、その辺のところを求めているところでございます。以上の入札参加資格を踏まえた上で、希望した業者の中から6者指名してございます。指名した業者につきましては21ページ、確認いただければと思います。開札結果といたしましては、6者がすべて予定価格内、落札事業者が拓電技研工業、落札率は88.63%という結果となっております。

○秦委員

これも先ほどと一緒に、その他の電話通信の範疇ですね。予定価格は6000万円未満、そうすると入札参加制限の対象が600

0万円以上なので、入札参加制限はかからないと思うんですが、発注票に入札参加制限を行いますと書いてあります。入札参加制限をすることになるんですか。これは6000万円未満なので、そもそも該当しないのではないですか。一様に同じ方式で書いているからということですか。電話通信で6000万円を超えるというのはおそらくないと思うんですが、防犯カメラの数が多ければ別ですけども。仮に6000万円を超えている場合に、入札参加制限にかかったその事業者が、これには参加できませんという、そういう意味にとるのであればわかるんですが、これはそういう意味ではないと思います。

○工事契約係長

こちらに関しましては、先ほど秦委員からお話がありましたけれども、やはり定型文で載っている形態かと思います。この文章の意図といたしましては、この案件については入札参加の制限を行います。参加制限としてはというところで、①②で記載の方させていただいているところです。現状では、空調給排水は500万円以上の工事については1か月、それ以外は6000万円以上の案件を落札した場合にというような条件指定で、参加制限をとっていて、本件の額については6000万円未満というところで、上の部分との整合性は少し微妙なところではあるのですが、基本的にはかからないという認識はあるところです。確かに表現としてわかりづらいというところはおっしゃるとおりだと思います。

○秦委員

できるだけ内容に合わせて、なかなか効率性から考えるといろいろあるかと思いますが、正確を期された方がよいと思います。

○飯塚会長

6000万円の工事案件を落札したとしたら、これは入札できない、申し込みできないのですね。

○工事契約係長

そうですね。どこかで電話通信の方で6000万円以上の案件を落としていたら2か月以内にこの案件が出た場合には、やはり入札参加はできないということになります。

○飯塚会長

そうですね。そうすると合っているような気がします。6000万円以上の工事案件を落札した場合は、申し込みできないということですね。

○工事契約係長

この案件が6000万円以上だったらいふことです。

○飯塚会長

この案件が6000万円以上だったら……

○工事契約係長

次には参加できないという話です。

○秦委員

しかし6000万円以上でも入札すれば当然除外されます。強いて読めばそういうふうに理解できるかどうか、難しそうですけれども。

○契約課長

この案件を受注したら入札参加制限がかかるということ、あるいは前に6000万円以上の案件を落としていたらこの案件に申し込みができないということ、二つの読み方がで

きるということではないでしょうか。

○工事契約係長

この案件が6000万円以上だったら、この文章は生きてくる形にはなと思います。しかし6000万円以上ではないので、該当にはならないというところが、正しいところかと思います。

○秦委員

もし入札参加制限を行いますということが、そのまま文章どおりであれば、落札した事業者は、金額のいかんにかかわらず、入札参加制限がかかる電話通信工事はできないということです。しかしこれが外れればできることにはなりますが、そうでなければ2か月間内は電話工事なら少額でもできないですね。現実にはかかっているんですか。

○工事契約係長

現実には6000万円未満の工事ですので、かかってないです。

私どもの認識としてはやはり入札参加の制限を行います。しかし、入札参加の制限としましては下書いてあって、参加制限とはという形で①のところの適用になってくるのかなという認識ではありますので、実際に例えばこの拓電技研がやはり次の案件に対して電話通信で入札に参加してきたら、それを制限で落としているという対応は実務的にはやっておりません。

○飯塚会長

本案件への参加制限のことですよね。

○秦委員

1回入札参加制限がかかると、それ以後2か月間は500万円以上の同種の工事は、すべて入札できなくなります。入札参加制限は

そういう制度になっているので、もしこれがそのまま該当するなら2か月間は対象の工事ができないというようにも読めます。

○飯塚会長

15ページの9番ですよ。この案件への申し込みができないということが書いてあるのではないですか。今後の話ではなく。

○秦委員

この案件については入札参加制限を行いますということなので、これを落札したら入札参加制限がかかりますというように読めます。

○田中副会長

この案件に対する入札参加制限ということではないですか。

○契約課長

そうした議論の中で、そこがはっきりしない文章になっているんだなということを感じました。

○秦委員

これは入札参加制限の対象になっている入札ですと言ってるだけであり、だからここで落札したらそれ以降はできませんと読めますし、その前に6000万円以上の工事を受注していたら①で入札参加ができないと読めます。

○契約課長

それが文章になっていないということです。

○飯塚会長

この件については、参加が制限されると読めるのではないですか。

○田中副会長

私は会長と同じように思っています。この案件について入札参加制限がかかると。

○契約課長

私もちょっとそういう読み方をしました。

○秦委員

入札参加制限というのは入札できないということと言ってるので、この案件について入札参加制限がかかったら入札できませんという意味とは違うのではないですか。

○契約課長

そういう意味にも読めますし、入札参加制限がかかる工事をとっていたら、これには申し込めませんという読み方もできる、そういう文章になっています。そこで解釈が二つに取れますというお話をいただいているのだと思います。

○田中副会長

私がそうとったのはなぜかと言ったら、その次のところに本案件の申し込みはできませんと書いてあるから、この案件自体に入札参加制限をかけるというふうに書いてあるととらえました。本案件の申し込みができないと、今後とは書いてないですから。

○秦委員

本案件の公表日から開札日の期間が参加制限期間と一部でも重複する場合だから、2か月間に行われるものについては申し込みができませんという意味ではないでしょうか。

○契約課長

今、秦委員のおっしゃっている意味で書いていて、それが意思なんです。ただしそう読

めないというところも事実です。意思はあるけれどもそれを表現できていない。読み手によって結局そういう捉え方になっているのですから。

○田中副会長

外部に公表するのであれば、そういうふうにとられるような文章は直した方がいいですね。

○契約課長

そうですね。

○田中副会長

わかりやすく文章は変えた方がいいと思います。

○総務部長

誰が読んでも誤解がないような表現にすべきと思います。

○契約課長

今ご指摘いただいたところは、私どもこれを処理する上で流していたところで、そういうつもりで書いていたのですけれども、そこは直させていただきます。

（事務局注：発注票の「この案件については入札参加の制限を行います。」との記載の意味は、「これを落札したら入札制限がかかる」ということではなく、「この案件については参加が制限され、申し込みができない」との趣旨であった旨を、各委員に後日報告した。）

○田中副会長

意外に落札率が低いので、予定価格の設定がよかったのかどうかということを考えていただきたいというのが一点です。もう一つは

簡単な質問ですが、撤去してるカメラが多いということは、減ったということですか。新設されたのが3基だけで、撤去したのは72基もあります。これは全体的に減ったのでしょうか。足立区は防犯対策でカメラがあるために犯罪が減ったという話を聞いていたのですが。防犯カメラは寿命というのでしょうか、どれくらいの間使えて何年に1回交換しなければいけないものなのですか。

○工事契約係長

新設されたものは3基ですが、その隣に改修ということで記載の方させていただいています。撤去して改修しているということもございますので、数を減らしているわけではなくて、実質上は76基……

○田中副会長

改修というのは、あったものを直したわけではなくて、それを取って付け替えたということですね。はい。わかりました。大丈夫です。

議案第3号 補助第138号線（興野地区）
道路及び電線共同溝等基本設計業務委託

○工事契約係長

契約方式は公募型の指名競争入札、契約種別は委託の土木設計、契約金額は2959万円、契約の相手方は三和建設コンサルタンツ株式会社の東京支店、区外業者になります。内容につきましては補助第138号線、興野地区の無電柱化等道路設計の基本設計となっております。予定価格につきましては委託についてはすべて事後公表です。最低制限価格設定の対象となっています。対象業種は土木設計、入札参加資格につきましては、足立区にある本店又は支店の業種で申し込みを行う場合、共同運営格付順位を有することのみとして、東京23区こちらにつきましては、

共同運営格付順位の方が1位から100位ということで分けているところがございます。技術者の資格の方も設けてございます。主任技術者ということで、技術士法に定める、建設部門の道路の資格を有すること、照査技術者といまして、技術士法による総合技術監理部門の資格を有することということで定めてございます。こちらにつきましては受注件数の制限を行いますけれども、表記をさせていただきます。

○鈴木委員

特に昨年の4月から6月でしょうか、コロナ禍の影響により契約時に慎重になることが必要であったかどうかをお聞きします。参加資格要件には経営不振の状態にないこととあり、注には会社更生法を申請していない等と書かれているように、潰れるおそれがないというところであると思います。まさにコロナ禍の影響で、業種によっては非常に痛手を被っている業種があったかと思うのですけれども、少なくとも工事案件等については、契約にあたってそういう点は全く心配なかったと考えてよろしいでしょうか。

○工事契約係長

こちらの工事の契約に関して、そのような事象が発生して、例えば契約解除ですとかそういった事象に至ったことはございません。

○鈴木委員

いわゆる入札の際にそういった点で問題になるようなことも一切なかったと理解していいですか。

○工事契約係長

昨年度はございませんでした。

○鈴木委員

それと入札してくるのだから、当然その工事について全部用意できるという、工事であれば材料だとか人の面などですが、そういうことにも昨年の契約にあたっては、特に問題になることはなかったと考えてよろしいですか。設計ですと、むしろコロナで設計できないという話はないので問題ないと思うんですけれど。

○工事契約係長

コロナ禍について、特段の対策をしているところではございません。ただし積算の中でコロナ対策費ですとかそういったところの計上は、以前から対応の方させていただいているところがございます。

○鈴木委員

少なくとも工事とか設計事務所もそうでしょうが、コロナに感染してしまっただけで契約解除という話は特になかったと理解してよろしいですか。

○工事契約係長

1件だけ昨年度の年度末、令和4年の3月ごろですけれども、コロナに感染してしまっただけで、当年度で工事としては完工するところが、その辺のところに対応できないということで、繰越を使った上で4月の段階で工事が終了したという案件がございます。

○田中副会長

この案件について、3者が最低制限価格未満ですね。

○飯塚会長

3者が最低制限価格未満だった理由はあるのですか。なぜこんなに低い額の入札価格だったのかという。予定価格が高かったからということがあったのですか。

○工事契約係長

開札結果はこちら机上でお配りさせていただいてるものに、最低制限価格未満の実際の入札をした額も入っていますが、入札をしたのは8者ですけれども、落札した三和建設コンサルタンツが89.29%で落札をしてございます。実際に予定価格が高かったのか低かったのかというのは、正直なところ精査をしてみてというところかもしれないですけども、それほど大きく外れてはないのかなというところなんです。確かに結構はずれているところはあるかもしれないんですけども。

○田中副会長

4と5の格差もすごいですよね。こんな違いがどうして起こるのか、もちろんものによってどうしても積算の関係で差が出てしまうものもあるとは思いますが。これもそんなに差が出るような案件のように思えなかったのですが、何が原因だったのでしょうか。ちょっと気になりました、金額の開きが大きかったので。

○工事契約係長

場合によってですけども、例えば、技術者の配置がございまして、この辺のところが自前でできるとか、外注しなければいけないとか、そういったところで多分差が出るかどうかですね。

○秦委員

設計で区内本店は1者しか入ってないんですけど、元々少ないというのはわかりますが、何者ぐらいあるのですか。区内本店の設計業者で、これに対応できるようなところは。

○物品契約係長

土木設計はかなり少なく、この設計ができるところはあるかないかです。

・物品契約2件

議案第4号 設備環境管理業務委託

○物品契約係長

契約方式は希望型指名競争入札、契約金額は2億2217万円余、公契約条例該当案件となります。契約の相手方は株式会社モスコム足立支店で本社が文京区にある業者の足立支店、区内業者です。契約期間は令和3年4月1日から翌年3月31日まで、本件は、足立区役所本庁舎の南館中央館北館及び4号線を渡った本庁舎別館において、設備の運転管理、点検保守、環境衛生管理などの業務を行って、快適な環境を確保するというものです。詳細は31ページからの仕様書にてご確認いただけます。43ページから54ページに具体的な業務内容が記載されておりますが、非常に分量が多く多岐に渡る業務となっております。そのため仕様書の34ページに書いてありますが、本件では、様々な技術者の従事が必要となります。

審議対象に移ります。審議対象アの競争入札参加資格の設定内容は、55ページの発注票をご覧ください。55ページの下部に参加資格要件が書いてございます。全案件に共通して記載しているものは説明を省かせていただき、5の申請業種は104番、電気・暖房冷房等設備保守であること、そして6、次のいずれにも該当する事業者であるとして1から5までの要件が定められています。一つ目が区内本店あるいは支店で対象業種の格付がA又はBであること、二つ目が延べ床面積が1万平米以上の官公庁施設における本件と同様業務の官公庁実績、あるいは、延べ床面積2万平米以上の建築物における本件と同様業務の民間実績を有すること、三つ目として配置予定技術者について、総括責任者としてア

及びイの資格を有しているものとする」と定めてあります。他にウからカまで、技術者の資格を定めています。四つ目、申込日現在でISO9001及びISO14001の認証を求めている、五つ目として、遠隔監視業務ができることも必要としております。審議対象イに移ります。入札参加資格の審査結果については61ページの入札業者表のとおりとなります。希望事業者は当初9者おりましたが、資格要件を満たさない2者と資料の添付漏れをしていた1者の合計3者を非選定として、ご覧いただいているとおり区内本店1者、支店5者を選定いたしました。なお5番の光管財という会社は前年度の受託業者、2番のモスコムが前々年度の受託業者でした。審議対象ウに移ります。入札経過については62ページ入札見積経過調書をご覧ください。こちらの案件については選定した6者すべてが入札いたしました。4から6の3者は予定価格超過、最低制限価格を設定しておりますがそれを下回るものではありませんでした。なお、63ページにあるとおり、本件は一度の契約変更を行っております。契約変更の内容については、64ページ契約変更内容公表書でご確認をお願いいたします。コロナワクチンの接種が始まり庁舎ホールが使用された影響により、点検日が設定されていた日から変更になりまして、すでに業者は点検従事者の日程を確保して区側の都合により点検日が変更されたため、増額変更となったというものです。

以上が本件の説明となりますが、事前説明の際に委員からいただいたご質問について、所管からの回答がありましたので、ここでご案内させていただきます。ご質問としては、本件は長期継続契約対象にせず、なぜ単年度入札を繰り返しているのかというものであったと思います。これに関し所管に確認いたしましたところ、庁舎の各機器類の定期点検詳

細は毎年点検結果を考慮して決定するため、複数年分の仕様書というのを予め作成することが難しいというのが、一つ目の理由です。二つ目の理由としては、令和6年から9年にかけて、北館の大規模改修工事の予定があつて、その工事の範囲が未定であるため、この期間に重複する長期継続契約の業務委託の範疇を確定することが困難であるという回答でした。

○秦委員

今のお話ですが、3年ごとの契約更新なのですか。

○物品契約係長

毎年入札しています。

○秦委員

前年度が光管財で、前々年度モスコム……

○物品契約係長

同じような業者が何度もとっています。

○秦委員

違う会社がとっているのですか。

○物品契約係長

そうですね。

○秦委員

本庁舎の関係だから極めて大規模です。金額も非常に大きいですが、毎年その事業者が変わるという、そのことについてはあまり問題はないのですか。円滑に移行もされているということなのだと思いますが、その辺の課題とか問題はないのでしょうか。

○物品契約係長

過去にもやったことがあって実績がある業

者が増えているということで、ノウハウを知っているところが多いということと、また、従業員も何人か新しい会社の方に移ったりする場合もあると聞いております。

○秦委員

事務方で不安とかそういうものはないものなんでしょうか。これまでそれでやってきているから、十分できるので毎年こうやっているということですね。

○物品契約係長

本当に全然やったことがない新しい事業者が入ってきたら、確かに最初は混乱するかと思います。

○秦委員

入札業者を見ると、光管財は本店ですが、それ以外は支店になっています。55ページの発注票の参加資格要件を見ると、足立区内に本店又は主たる営業所ということで、支店は該当してこないのではないのでしょうか。そこは共同運営登録をしてるということで読んで、支店支社を含めているのですか。書いてある足立区内の本店又は主たる営業所ということであれば、本店しかできないのではないのですか。元々こういう業種というのはおそらく足立区だけでは無理だと思いますので、当然都内にしなくてはいけないと思います。本店だけであつたら、支店は出てこないと思いますが支店が出ています。支店が5社出て本店は1社だけです。どのように読むのかというと、共同運営登録している者、ここでしか読めないと思ったのですけれど。支店がなぜできるのでしょうか。

○物品契約係長

私どもは、主たる営業所の部分を支店として捉えていました。

○秦委員

そうなんですか。主たる営業所というのは普通は本店のことを言うのではないですか。

○鈴木委員

主たる営業所というのは、本店も含まれるかもしれませんが、一般的には私も支店だと思います。

○田中副会長

数ある支店の中で、大きいところというイメージです。

○秦委員

これまでも主たる営業所というのは文言で出てきていたと思いますが、それは本店縛りに関する部分だったと思います。そこは大丈夫なのでしょうか。主たる営業所と営業所とはどう違うのでしょうか。今のお話だと、主たる営業所というのは支店と読んでいたということですが。

○物品契約係長

そうですね。先ほどの土木設計の案件の24ページをご覧くださいても本店又は主たる営業所と……

○秦委員

これは本店のことではないのですか。

○物品契約係長

区内の支店も入ってるので、私どもとしては主たる営業所の部分は区内支店と考えていたということです。

○田中副会長

本店又は主たる営業所と、本店でしたらわざわざここに二つ書く必要はないですよ。

【事務局注：「主たる営業所」を支店とする運用については、既に所要の見直しを行っていることを各委員に後日報告した】

○田中副会長

先ほどの秦委員の質問にも繋がるのですが、将来的には複数年度契約も考えているということですか。今いろいろな理由があって単年度なのですが、多分業務的には複数年度が望ましいけれども、北館の工事等のこともあるので、ここ数年は単年度になっていると。

○物品契約係長

契約課として、業者が毎年変わるのはよろしくないのではやはり複数年度の方がという考えはあります。所管としてちょっと難しい部分が、例えば毎年の評価、そういう面でもちょっと難しいというのは聞いてます。

○田中副会長

将来的には複数年度になる可能性もあるということですね。

○飯塚会長

56ページで、遠隔監視業務ができることということで、再委託の参考情報が載っています。あまり今まで気づかなかったのですが、ここには何故載っているのでしょうか。

○田中副会長

確かにそうですね。これは何か見積もりに影響するのでしょうか。今時ですから個人名を出してもいいんですかね。

○物品契約係長

遠隔操作というのが特殊な事業者の技術になるので、ある程度は再委託しないと、条件

が厳しすぎて入れる業者がないという部分で、所管の庁舎管理課でも盛り込んでいるのだと思われます。

○齋藤検査担当係長

自動制御の機器については、施工したメーカーが同じでないと監視ができないと思います。特殊技術なので、なかなか監視ができない形になります。ですので今回うちの庁舎の方は、南館と中央館についてはアズビル製が入っていて、北館の方がジョンソンコントロール製という形になっていて、アズビル製の方は独自技術として、遠隔でどこかで監視するシステムを持っているので、そういうところを多分委託するのだと思います。私もこの庁舎の関係を直接はやっていなくて、聞いたところではということになります。

○飯塚会長

毎年アズビルに再委託されているのでしょうか。

○齋藤検査担当係長

特殊な技術の部分は再委託しないとできないと思います。

○飯塚会長

アズビルでなければ、再委託は想定できないのですか。

○齋藤検査担当係長

ある部分はやらなければならないと思います。特に何か壊れたときに、自動制御というのはそのシステムに合った制御機器でなければいけないし、簡単な修理などはアズビルにお願いしてるのではないかと思います。工事のときには全体のシステムということになりますので。一部分だけ別のメーカーを使うということはなかなか難しいです。

○飯塚会長

そうすると事実上、ここに再委託してくださいというニュアンス……

○齋藤検査担当係長

そういうふうに言わざるを得ないです。

○田中副会長

仕方ないですね、独自技術でしたらある程度は。

議案第5号 人材派遣（ALT）

○物品契約係長

契約方式は指名競争入札、契約金額は4324万円余、契約の相手方はNOVAホールディングス株式会社法人本部、区外業者です。契約期間は令和3年5月10日から令和4年2月25日までです。本件の業務内容は、小中学校94校へALT21人を派遣するものです。ALTとは外国語を母国語とする外国語指導助手を言い、その派遣は生徒の英語の発音や国際理解教育の向上を目的としています。66ページからの仕様書に業務内容が記載されております。67ページの6には事業者の条件が、7には派遣労働者の条件が定められております。審議対象ア、入札参加資格の審査結果については、80ページをご覧ください。入札業者表のとおりとなります。1から5までは、所管の下見積業者です。これまでの本件の入札状況や類似案件の参加事業者を参考に全部で10者を選定しております。審議対象イ入札経過については、81ページ、入札見積経過調書をご覧ください。10者のうち、3者が不参、2者辞退。2者が予定価格超過、1者が無効となりました。無効の7番、アチーブゴールは入札額が一番安価でした。しかし事業者の条件である、過去5年間に学校の教員に対する研修受

託実績を毎年有すること、を満たすことができず、無効といたしました。

補足でございますが、ここで本件に関して事前説明の際に委員からいただいたご質問について所管に確認いたしましたので、ご案内いたします。いただいた質問としては、株式会社ハートコーポレイションの入札額だけが突出して高いのはどうしてかというものです。今年度の受託者が株式会社ハートコーポレイションですので、事業者に直接確認したところ計算を間違えていたとのことでした。入力を間違えなければ契約できたのに、というお話があったようなので、単純な誤りであったということです。82ページにあるとおり本件は一度契約変更を行っています。派遣人数が1名増加したためですが、全体的な時間数に変更はなかったために、契約金額の変更はございませんでした。

○田中副会長

この入札に関しては、結構金額がバラバラですね。4番は置いておくとしたしまして。結構開きがあるように思うのですが。人件費の負担になるとどうしてもそういうことが起こるのでしょうか。それがALTのクオリティーに影響してなければいいと思うのですが。ちょっとそこが気になりました。日数的にも子供たちが直接多分触れ合うというのは、1年間で特に小学校は数回ぐらいだろうと思います。中学校になると週に何日かということはありませんけれど。

○物品契約係長

派遣会社によって集める人の条件というものもすごくいろいろありますし、特定の国の人たちだけに特化した英語ができる人たちを集める派遣会社もありますし、その辺は業者によってやはり能力的なものにばらつきがあるのは、確かにおっしゃるとおりかと思いま

す。それが価格にも出てしまうので、どうしても資格要件を厳しくせざるを得ないということがあります。

○田中副会長

外国人だから英語が指導できるわけでは決していないので、そうなるに難しいですね。ネイティブだからいいというわけではなく、そこを派遣会社がどうとらえるかというところが一番問題なのかなと思います。足立区の未来を担う子供たちのためです。その点は目を光らせていただけるといいかと思います。

○鈴木委員

文科省も指導しますが、それが全部織り込まれた仕様書になっていると考えてよろしいでしょうか。細かく仕様書は書かれていますが、別に足立区独自の仕様書だとは思いませんけれど、文科省の考え方に従った仕様書なのか、足立区として何か特別に加えた部分があるのかどうか知りたかったのですが。

○物品契約係長

A L Tに関しては国の動きで他区も入札を行っておりますので、大枠ではもちろんずれてないと思います。足立区独自の部分があるかどうかは追って確認させていただきます。

○鈴木委員

入り口でその辺ばらつきがあると、いい教育はできないでしょうから。

○契約課長

担当課長とのやりとりで、足立区は他よりも少し集める人材のレベルを厳し目にしていると聞いていました。それも含めてちょっと確認して、またご報告したいと思います。

○田中副会長

小学校に派遣を見送った学校が10校もありますが、これは何故でしょうか。学びの機会の均等を考えると、何故行かなかったのか、学校側がいないと言ったのでしょうか。小さい頃に他の国の人と触れ合うというのは、すごく大切なことだと思います。特に小学校で英語が科目になりましたから。

○飯塚会長

希望がなかったということですね。

○物品契約係長

こちらについても確認させていただきます。

○田中副会長

でも10校というのは多いですね、パーセンテージからいって。

○飯塚会長

お諮りします。議案第1号から議案第5号までの契約手続きは適正であったと認められるということでご了承いただけますでしょうか。

ー全委員了承ー

3 答申に基づく対応状況報告

(1) 足立区公契約等審議会の答申に基づく区の新しい入札制度の基本的な考え方について

○契約課長

当審議会から、昨年の令和3年11月に答申をいただき、それに基づいての契約制度改革を進めてまいりました。事業者団体等との意見交換を重ね、実施内容が固まったので、お時間を頂戴して報告するものです。資料につきましては83ページになります。この本編についているものについては、いただいた

答申12項目のうち、4項目を今年の10月からやりますと区議会総務委員会の方に報告したことになります。

こちら先行4項目ということで項番1の(1)から(4)、これが4項目の主な内容になっております。(1)でいうと、各業種の等級格付ごとに参加できる予定価格の工事、その範囲を広げる、例えば土木建築のAランクについては現行4000万円以上の予定価格工事にしか参加できていないものを、10月以降は3000万円に下げますと、そういった入札参加機会の拡大を図るというものでございます。(2)については、同じ競争性を高めるといった意味で、先ほども議論が出ていました、受注制限と入札参加制限、こちらについての緩和を図るというものです。例えば(2)のアの一般競争入札と公募型指名競争入札との間の受注制限、こちらの運用については、年度当初においては、行わないことにしていく。それから入札参加制限については、受注工事のところなんですけれども、84ページに付けてございますが、例えば6000万円以上のものを落札した場合は、入札参加制限が現行、建築土木電気については2か月かかっているものを、その期間を短縮し1か月にしましょうというものです。(3)については競争入札についての内容なんですけれども、1億円以上の部分については申し込みを3者以上、これを求めいきますと、ちょっときつめに競争性を高めるといったところと、ただし公募型指名競争入札、安いところについては追加補充をして入札を続行して、要は一旦打ち切ってまた再度仕切り直しをすると時間がかかるので、そういったところはなくしていこうと。(4)については、秦委員からもお話いただきました4月には工事が多い。ここのところの緩和のためにも、債務負担行為という区の仕組みを設けて契約請求の時期をちょっと分散させた

い。こういった先行4項目を実施させていただくというところでございます。

これについてはいただいた答申でございますので、それについての進捗を時間を割いて説明させていただきました。

○秦委員

先行実施の3番目のところですが、公募型指名競争入札における補充指名基準の予定価格階層別の指名数、これ以上でやられるということですが、公募型で公開して手を上げてもらい、結局、落ちなかったときに指名競争に切り替えますが、同じ範疇からだったら元々手を上げていないので、どちらかというと消極的な方だと思うのですが、そういったところをさらに追加指名するという部分もあるし、範囲を広げる、階級を広げるなど、そういうのもあると思います。そこまで入ると考えていいのですか。階級を当初の予定より広げていけば、その対象が広がるということもあるし、本店だけだったら、それを支店まで入れるなど、そういうことはこの中で想定されているものになるのですか。

○工事契約係長

委員のおっしゃる内容というのは、正直なところうちの方としても、課題として感じているところでございます。やはり範囲を広げるなり支店を入れるなり、そういったところで範疇を広げないと、この補充指名をしても意味がないというところは重々承知しているところでございます。今現状23区の状況ですとか、その辺のところも踏まえて、他の自治体の方でやはり補充指名をやっているところがございますので、その辺のところはどういった対応が取られているのか、あとはやはり法的な部分でクリアできるのかどうか、そんなことも含めて検討していきたいという

ころでは考えてございます。

○飯塚会長

では引き続き、本件につきましては、答申に基づいて進めていただければと思います。

4 報告事項

(1) 令和4年度定期監査結果について

○契約課長

定期監査結果になります。今年は5月のGW明けに定期監査がありました。結果としては特段の指摘事項等々なく終了してございます。やり取りについては、昨年の指摘事項であった随意契約、この取り扱いについて、そこを契約課として、どうやっているのか、また全庁的にどういうふうに働きかけを行っているのかというところがございました。ここについては、具体的には例えば毎年随意契約を前の年がよかったから今年も随意契約しますというものについては、例えば長期継続契約に切り替えたり、全庁的な働きかけとしては随意契約ガイドラインというものを新たに作成し、そここのところでちゃんと自治法の方に随契理由はまとまって整理されているので、こういう場合には使いますというような、ガイドラインを作り、庁内周知をしますなど、複数の手法、アイディアを出ささせていただき、ご理解いただいたところでございます。結果としては、今年度は特になし、昨年のところが主だったところです。

○秦委員

94ページの工事検査ですが、工事検査件数は令和3年度は前年度609件から830件に大幅に増えてます。これは検査の充実とか信頼性というのがありますが、非行事件がいろいろあったので検査を充実強化するという意味があるのか、増加させたのはどういう理由ですか。意図してやったものか、たまた

ま増えただけなのか、今後どういうふうにするのか教えていただければと思います。

○水越検査担当係長

要素が二つございます。まず一点目は現場が多かったという現実、令和3年度は学校の新築工事が3件ありましたので、中間検査等で現場に出向くことが多かったというのが一点目となっております。二点目が令和2年度はコロナの影響で、夏休みの学校工事ができないといった案件が多く、現場数自体が少なく、検査も少なかったということです。この二点の要素が大きかったと思われます。

○秦委員

特別の理由があったということではなく、意図的に増やしたという意味ではないのですね。

(2) 指名停止措置状況について(1月～4月)

○契約課長

指名停止の状況について一覧表を作っておりますので、こちらをご覧くださいと思います。事前の説明のときに、対象事業者数ですね、指名停止該当者が多いのではないかとこのご質問がありましたので、そこについてお答えさせていただきたいと思います。

○工事契約係長

まず工事の方からになります。年度末を迎えまして、工事の案件については、やはり事件事故も含めてある程度固まったところがちょうど年度末であつたいうところもありまして、今回5件というところで指名停止処分が上がっているところでございます。具体的には、まず、上から三つ目の株式会社三浦工務店、こちらの方につきましては、契約上の事故ということで、標準1か月でございます

が、やはり重大性を勘案いたしまして、2か月というところで決定したところでございます。四つ目の株式会社SPプロテクションズにつきましては、契約履行の成績不良等ということで上げさせていただいております。こちらにつきましては次の99ページの一番上にも同じような形で、指名停止を2回しているような状況になってございます。具体的には、通常ですと基準により1か月の指名停止ですが、同時期に該当してしまったということで2か月というところで、指名停止がかかっているというところになってございます。98ページの一番上の大和ハウス工業、大手ですが、こちらは社会的信用失墜行為があったとして、足立区といたしましても、指名停止の処分をさせていただいたということでございます。こちら基準に基づきまして2か月というところで対処の方させていただいているところです。工事と物品の両方の登録をしている業者、こちらに関しましては、工事の方と一緒にして指名停止させていただいてます。

○物品契約係長

物品に関しましては、一番大きいところが99ページから101ページ、印刷系の会社をまとめて指名停止したものです。こちらにつきましては社会的信用失墜行為があったということで、指名停止措置要綱に則って4か月の指名停止措置をしたということです。ちょうど年度契約の時期でしたので、これによって印刷の案件は、呼べない業者が多く、なかなか大変な面がありました。

○飯塚会長

SPプロテクションズは、最初は2月4日から3月3日までが指名停止期間で、次は2月4日から4月3日で指名停止2か月とありますけれども、これはどういう扱いなのか。

か。

○工事契約係長

基準の中で、指名停止の期間中にさらに同じような状況で指名停止該当事由があった場合は、その分を加算する、終了のときから加算するという取り扱いになってございますので、2月の4日から3月3日までだったのが、指名停止期間中に同じような指名停止該当事由があったため、1か月を加算してかけたというところですよ。

○飯塚会長

これは1か月を加算して2か月になったという意味ですね。

(3) 低入札調査案件について(1月～4月)

○契約課長

令和4年1月から4月に行われた低入札調査案件は2件ございました。一つ目は勤労福祉会館大規模改修機械設備工事、二つ目は東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事でございます。2件とも、事業者ヒアリングを行い、その後、庁内の審査会を経て、低入札価格ではあるけれども、契約するということを決定させていただいたところでございます。

○秦委員

正和工業株式会社は東京支社になっていますが、足立が東京本社ですね。

○工事契約係長

本店は埼玉県にある会社です。東京支社として足立区に営業所を置いています。

○秦委員

足立区の本店だと思うのですが。予定価格が1億6600万円余、本店でABの等級格

付ではないのですか。

○工事契約係長

こちらの案件につきましては、本来であれば本店A Bの格付の入札案件ですけれども、事業者の数などを考慮いたしまして、あとは不調にすることができない案件であるということで、支店を入れた上で入札を行った案件になっております。

○秦委員

インターネットで調べたら本店になっているのですが、青井にある会社です。それは違うのですね。

○工事契約係長

今調達サービスには東京支社というところで登録されています。

○秦委員

青井に大きなビルがあって、そこが本店になっていますが、はい、そうですか。

(4) 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価(新労務単価)に係る特例措置の実施及びインフレスライド条項の運用について

○契約課長

公共工事設計労務単価の改定及びそれ以降、単品スライド、鋼材であったり石油燃油等ですね、資材の価格が上がってございますので、国の対応を受けて、足立区でも対応させていただきますといったところです。例えば117ページ、118ページ、こちらの方で区の方考え方を整理させていただいて、ご報告させていただくものでございます。

(質疑なし)

(5) 年度当初の入札参加制限等の取り扱いについて

○契約課長

各工種ごとにおける対応状況をまとめさせていただき、報告するものでございます。具体的には121ページから126ページまでです。工種ごとの対応をお読みいただけたら幸いです。

○秦委員

それぞれの工種で4月中の公表分について、制限をかけていますが、年間通して6000万円以上の工事の件数は、どれくらいですか。最初に言いましたが4月中は圧倒的に多く、年間のほとんどのところをやっている、そこで入札参加制限が外されていけば受注制限だけで動いているということになります。その状況を見たいと思います。4月中の案件というのは全体の中でやはり圧倒的に多いですか。

○工事契約係長

議会案件も含めてですけれども、やはり4月の案件というのは非常に多いです。

○契約課長

学校案件も要因でしょうか、夏休み中にやらなければいけないということですから。分散化はしているのですが、学校工事だけは夏休み中にやりたいというところで4月になります。

○秦委員

126ページの便所工事、通常1件で考えていますが、事後公表のところ、条件付一般競争入札だから1億円以上で、2校分ではないでしょうか。通常は1校なのが2校になって、受注制限では一般競争入札で1件、それから公募型指名競争入札で1件でき、合計2

件できますが、学校数では3校できます。一方は1校ずつで制限をかけているのに、結果として3校できる形になっています。個々に工事単位を見るので、そこは原課が判断する話だとなればそれまでということになります。が、どう考えればよろしいのでしょうか。

○契約課長

条件付一般競争入札の6と7は、二つの学校をまとめたというのではないですね。

○工事契約係長

件名から見ると、そのタイプですと、その他1校などの表記になってございます。

○契約課長

確かに学校の規模感とかも様々でございます。今の判断だと件名にその他1校と入ってくるようです。

○秦委員

入谷南中学校、加賀中学校はすごく大きかったですか。あまりそう感じませんが。

○齋藤検査担当係長

中学校は4階建てであり、両方とも1校です。金額も1億円を少し超えたぎりぎりのところだと思います。

(6) 公契約条例アンケートの実施について
○契約課長

公契約条例アンケートですが、こちらを実施したいと考えてございます。つきまして128ページ以降に3種類、それぞれのページの右上に対象を書いてございますが、労働者向け工事、労働者向け委託・指定管理、最後に、事業者向けということで、三つアンケートを整えさせていただいています。こちらについてはお目通しいたいて、もしですね、

こういった項目の追加など、ご意見があれば、この場でも後でも構いませんので教えていただければと思います。

○鈴木委員

アンケートは重要ですが、その回収率、これがどの程度を目指すのかによって、その進め方が変わってきます。100%に近い形で回収するということになれば、それは相当の意気込みでやらないといけないし、いや10%ぐらい回収すればいいということであれば変わってきます。その辺はどうお考えですか。

○契約課長

手法については正直これからになります。やはり取れる件数、ご回答いただくのはもちろん多いに越したことはないと思っていますので、こういった形がいいのかは、ちょっとご相談しながら進めてまいりたいと思っています。

○田中副会長

今時だから、グーグルホームでアンケートを取るという発想はなかったのかなというふうに思いました、紙と書いてあるので。そうすると回収率は格段に上がると思います。特に事業者は難しいかもしれませんが、労働者だったら、意外とそれでピッピッと選ぶ方が、結果集計もしてくれますし。自分の研究で使ってますが、すごく便利です。

○契約課長

こういう質問項目ということでペーパーでお示しさせてはいただきましたが、ちょっとそういった方策も考えてみたいと思います。

○田中副会長

もし回収率を上げるのであれば、二つ同時

並行というか、どちらもできる形もいいのか
なというふうに思いました。

○秦委員

こういう所管は労働報酬審議会で、そこで
諮るのですか。それとも公契約等審議会で出
すのですか。

○工事契約係長

現状の流れからいきますと、やはり労働報
酬審議会の中でアンケートの要望ですとかそ
ういったところも上がっておりまして、継続
的に審議の方は続いているところでございま
す。しかし公契約等審議会も関わってくる部
分でもありますので、今回こう動いていきま
すというご報告をさせていただいているとこ
ろでございます。

○秦委員

資料の127ページ、これまで労働報酬審
議会でアンケート内容を含めた実施案につい
て意見をいただいていたが、労働報酬審議会
に諮り最終案を確定させ、年度内に実施する
予定と書いてあるので、他の審議会の話につ
いて言うのは、そこは大丈夫なのですか。

○総務部長

情報提供と言いますか、やはり関連性があ
るのでご報告させていただきました。向こう
でも理解していただいている内容なので大丈
夫です。

(7) 低入札価格調査基準の計算式の改定に
ついて

○工事契約係長

低入札価格調査基準、こちらの計算式です
けれども、令和4年度に国土交通省が発注す
る工事におけるこちらの基準価格の改定が公
表されております。公表された内容といたし

ましては141ページ、基本的には足立区で
すけれども、低入札価格調査基準について
は、この国土交通省の公契約モデル、こちら
の方に準拠した上で一定の係数をかけた上で
対応の方させていただいてございます。です
ので、こちらが改定されたというところで、
足立区といたしましても、修正があった一般
管理費の部分、引き上げの方を検討していく
ような形を考えてはいるんですが、やはり現
状、公契約モデルと足立区とで異なっている
部分がございます。今の国の方では92%と
いう上限を設けていますが、足立区に関して
は青天井の状態になってございます。単純に
0.55を0.68ということで引き上げて
しまいますと、現状といたしまして92%を
超えてしまう可能性がありますので、その辺
のところも含めて一緒に改正の方を行わせて
いただきたいなということで、やはり公契約
にかかわるところではございますので、ご報
告させていただいた上で、契約事務規則の改
正ですとか、そういったところに動いていき
たいなというところで、今回のご報告をさせ
ていただいたところでございます。

○秦委員

いつも問題になるのですが、最低制限価格
と低入札価格調査基準とで格差があります。
1億8000万円で一応区分けしていて、こ
こは見直していくという話なので、いいので
すが、どうしても、最低制限価格の方が幅が
狭いのです。予定価格との幅が狭まくて、だ
からダンピング防止というより、その範疇よ
り遥かに狭い範囲になっているので、何か考
えなくてはいけないのではないかというふう
に思います。総務省からはこれでやるように
という通知が来ています。国は低入札価格調
査でその価格の基準はこれでという話です。
総務省はそれプラス最低制限価格もこれでや
るよというということで、通知が出ています。

自治体によっては、それでは価格幅が狭くなるので、幅を広くするために、変動型最低制限価格制度でやるとか、特別なやり方をやっています。それについて総務省は、それはダンピングを助長すると言いますか、ダンピング受注防止に十分機能していないと言っています。今やっている自治体はせっかく工夫して幅を広げようとしてるのですけれど、それ自身に問題があるので適切に見直せと言う。こう判断しています。だから総務省はどちらかという、低入札価格基準と最低制限価格の算定を、基本的にこれに基づいてやるのがふさわしいというような通知をしています。多分そこはなかなか動かせない状況で、今おっしゃってるように足立区のやり方が違うという話ではありますが、そこを何とか広げようというのはなかなか難しいのであれば、1億8000万円を動かすしかない状況なので、しょうがないのかもしれないかもしれませんが、何かいい方法はないでしょうか。ものすごく幅が狭いので。

最低制限価格がダンピング防止に全くならないような範囲になっているにもかかわらず、それでやらざるを得ない。制度的には、総務省もそう言っている話で、他の自治体の多くもそれでやっているの、それが適正な手続きということになるのでしょうか。142ページの1と2です。最低制限価格の設定範囲と低入札調査基準価格の設定範囲、あたかも幅があるように見えます。しかし実は上は10分の8ではなく、場合によって10分の9を超えることもあるわけです。だから幅は10%かそれ未満。今回引き上がるのであれば、先ほどの話ではこのベースとちょっと違うかもしれないというお話ですが、コストが上がると、また幅が狭くなってしまいます。より一層窮屈になります。ちょっと入札価格を下げたら、みんな失格価格で失格になってしまいます。何か考えないといけないと

いう課題ではあるかと思います。

先ほどの話で、足立区方式は異なっているところがあるというのは、どういった点ですか。

○工事契約係長

計算式に基づいて公契約モデルを基にやっています。ただ、発注業種によっては一定の係数をかけて対応しているところがございます。業種によっては本来、計算式でいけば91%が出るような形であっても、その係数を掛けるということによって90.5になったりとかいう部分も出てくる可能性はあるのかと思います。

○秦委員

これは何かそういう調整はなされるわけですか。0.55から0.68で、予定価格を連動してあげれば別ですが、そうでなければ幅は縮まりますね。

○工事契約係長

実際にサンプルで計算していくと、やはり92%を超えてしまう案件も出てきます。ですので今、足立区としてはが92%という天井がないので、普通に計算式だけできっちり計算すると93%、94%が出てしまい、さらに幅がなくなってしまうので、やはり規則改正も含めた対応が必要ではないかということです。。

○飯塚会長

本日の審議会はこれまでとします。議事録は事務局で作成して、各委員に送付願います。委員全員が内容を確認した後に、区長へ提出いたします。よろしいでしょうか。

ー全委員了承ー

○飯塚会長

以上を持って令和４年度第１回足立区公契約等審議会を閉会します。円滑な議事進行にご協力をいただき感謝いたします。